

日 時	令和2年11月20日（金） 15:20～15:35 第10回経営会議
出席者	市長、平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、政策局長、総務局長、財政局長、政策局政策調整担当理事
欠席者	なし
議 題	1 企業立地促進条例適用期間終了後の対応について【経済局】
議 事 要 旨	<p>1 企業立地促進条例適用期間終了後の対応について</p> <p><b>【論点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の企業立地促進条例が、今年度末で3年間の適用期間が終了する。コロナ禍で冷え込んだ経済の再生が求められる中、企業立地の取組は、市内の経済活動を活性化させる効果が期待できることから、条例を改正し、期間を3年間延長する。</li> <li>・ また、みなとみらいをはじめ、都心部に立地可能な場所が少なくなってきたことや、コロナ禍で企業の立地動向やニーズに変化が生じていることを受け、できる限り多くの企業の投資意欲を喚起し、投資機会を創出するため、支援内容の見直しも併せて実施する。</li> </ul> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業誘致条例は令和2年9月末までに、合計145件の認定をしており、認定企業により、令和元年12月末までに約4万人市内雇用が増加し、建設・設備投資により約3,900億円、事業活動により約2,000億円の市内発注が創出されている。</li> <li>・ 認定企業の令和元年度までの税収額は累計約567億円で、支援額の累計約382億円を約185億円上回っている。</li> <li>・ 条例に定める「企業立地等促進特定地域」に該当しない地域（特定地域外）について、支援対象を既存企業の再投資にも拡大する。</li> <li>・ 中小企業の固定資産取得支援について、地域に関わらず助成率を10%とする。</li> <li>・ 固定資産取得支援について、都心部以外の地域で助成率を引き上げる。</li> <li>・ テナントとして本社等を設置する場合の支援について、従業者数100人未満の中規模の支援枠を新設する。</li> <li>・ 賃貸業務ビルの建設支援対象地域を拡大する。</li> <li>・ 申請事業者に対して温暖化対策統括本部との連携協力を求める。</li> </ul> <p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの支援による効果が実績に現れている重要な取組である。引き続き、しっかりと進めていくこと。</li> </ul> <p><b>【結論】</b></p> <p><u>局案の方向性について了承。</u></p>